

各 位

会 社 名  **株式会社テクノアソシエ**
代表者名 代表取締役社長 森谷 守
(コード：8249 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 人事総務部長 近藤 和之
(TEL 06-6459-2101)

住友電気工業株式会社による当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、 当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ

2023 年 3 月 23 日付「支配株主である住友電気工業株式会社による当社株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、住友電気工業株式会社（以下「住友電気工業」といいます。）は、2023 年 2 月 3 日から当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である 2023 年 3 月 29 日をもって、当社株式 17,940,476 株（議決権所有割合（注）96.20%）を所有するに至り、住友電気工業は当社の会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定める特別支配株主（以下「特別支配株主」といいます。）となっております。

（注）「議決権所有割合」とは、当社が 2023 年 2 月 10 日に提出した「第 94 期第 3 四半期報告書」に記載された 2022 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数（20,036,400 株）から、2022 年 12 月 31 日現在の当社が所有する自己株式数（1,387,990 株）を控除した株式数（18,648,410 株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。）をいいます。

住友電気工業は、本公開買付けの成立により、当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至ったことから、当社が 2023 年 2 月 2 日に公表いたしました「支配株主である住友電気工業株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全て（ただし、住友電気工業が直接所有する当社株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）を取得することにより、当社を住友電気工業の完全子会社とすることを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法第 179 条第 1 項に基づき、当社の株主（ただし、住友電気工業及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）の全員に対し、その所有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を住友電気工業に売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行うことを本日決定したとのことです。

当社は、本日付で住友電気工業より本株式売渡請求に係る通知を受領し、本日、会社法第 370 条による決議（取締役会の決議に代わる書面決議）によって、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本株式売渡請求の承認により、当社株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することになり、本日から 2023 年 4 月 26 日まで整理銘柄に指定された後、2023 年 4 月 27 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所のスタンダード市場において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

1. 本株式売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

(1)	名 称	住友電気工業株式会社	
(2)	所 在 地	大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号 (住友ビル)	
(3)	代表者の役職・氏名	社長 井上 治	
(4)	事 業 内 容	自動車関連事業、情報通信関連事業、エレクトロニクス関連事業、環境エネルギー関連事業、産業素材関連事業	
(5)	資 本 金	99,737 百万円 (2022 年 9 月 30 日現在)	
(6)	設 立 年 月 日	1920 年 12 月 10 日	
(7)	大株主及び持株比率 (2022 年 9 月 30 日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	17.21%
		株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	9.05%
		日本生命保険相互会社	3.17%
		住友生命保険相互会社	1.99%
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口 J)	1.61%
		STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1.53%
		高知信用金庫	1.45%
		CEP LUX-ORBIS SICAV	1.37%
		JP MORGAN CHASE BANK 385781	1.30%
		株式会社日本カストディ銀行 (信託口 4)	1.25%
(8)	当社と特別支配株主の関係		
	資 本 関 係	住友電気工業は、本日現在、当社株式を 17,940,476 株 (所有割合 : 96.20%) 所有しております。	
	人 的 関 係	本日現在、当社取締役 6 名のうち、2 名 (森谷守氏・中島克彦氏) は住友電気工業の出身者です。また、当社監査役 5 名のうち、1 名 (柳田伸也氏) は住友電気工業の出身者です。	
	取 引 関 係	当社は、住友電気工業から、電子部品材料およびアルミ溶接材料等の仕入れを行っております。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	住友電気工業は当社の親会社であり、住友電気工業と当社は相互に関連当事者に該当します。	

(注1) 「大株主及び持株比率」については、住友電気工業が 2022 年 11 月 7 日に提出した第 153 期第 2 四半期報告書の「大株主の状況」より引用しております。

(2) 本株式売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	2023 年 3 月 31 日 (金曜日)
当 社 取 締 役 会 決 議 日	2023 年 3 月 31 日 (金曜日)
売 買 最 終 日	2023 年 4 月 26 日 (水曜日)
上 場 廃 止 日	2023 年 4 月 27 日 (木曜日)
取 得 日	2023 年 5 月 1 日 (月曜日)

(3) 売渡対価

普通株式 1 株につき、1,695 円

2. 本株式売渡請求の内容

当社は、住友電気工業から、本日付で、本株式売渡請求をする旨の以下の内容の通知を受領いたしました。

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）

該当事項はありません。

- (2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、同項第3号）

住友電気工業は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式1株につき1,695円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）

該当事項はありません。

- (4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）

2023年5月1日

- (5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）

住友電気工業は、本売渡対価の全てを、株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）との間で2023年3月23日付で締結したローン契約書に基づく借入金によりお支払いすることを予定しております。なお、住友電気工業において、本売渡対価の支払いに支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識しておりません。

- (6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による本売渡対価の交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社の指定した方法により（本売渡対価の交付について住友電気工業が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとします。

3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されています。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(c) 当社における意思決定の経緯及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであるとの結論に至りました。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2022年11月2日に、

住友電気工業から、本取引の実施に向けた協議・検討を開始したい旨の通知を受けたことを契機として、住友電気工業との間で協議を開始することや本取引の実施の是非等を含めて検討し、また住友電気工業との間で交渉するため、2022 年 11 月中旬に当社及び住友電気工業から独立した法務アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所を、財務アドバイザー兼第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）をそれぞれ選任するとともに、本取引に関する提案を検討するための当社の諮問機関として特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。なお、本特別委員会の構成及び具体的活動内容等については、下記「（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の入手」をご参照ください。）を設置することを決議いたしました。

当社は、みずほ証券から当社株式の価値算定結果に関する報告、住友電気工業との交渉の方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、シティニューワ法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応についてのガイダンスその他の法的助言を受け、これらを踏まえ、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってまいりました。

当社は、住友電気工業から、2022 年 11 月 2 日に本取引の実施に向けた協議・検討を開始したい旨の通知を受け、同月 25 日開催の当社取締役会の決議により本特別委員会を組成して以降、住友電気工業との間で、本取引に係る取引条件について継続的に協議及び交渉を行ってまいりました。具体的には、当社は、住友電気工業から、直前の当社株式の市場株価水準に対するプレミアムとして、当社株式の市場株価の動向、本公開買付けに対する応募の見通し、デュー・ディリジェンスの実施状況及び野村證券による当社株式の初期的な評価分析内容を総合的に考慮し、2023 年 1 月 5 日に本公開買付けにおける本公開買付価格を 1,525 円（前営業日時点の株価 1,175 円に対して 29.79%のプレミアム）とする最初の提案を受けましたが、同月 13 日、当社は住友電気工業に対し、本公開買付価格に対して、妥当な価格に達していないとして提案内容の再検討を要請しました。その後、当社は住友電気工業より、当社から提案内容の再検討を要請されたことを踏まえ、同月 17 日に本公開買付価格を 1,585 円（前営業日時点の株価 1,175 円に対して 34.89%のプレミアム）としたい旨の提案を受けましたが、同月 19 日、当社は本公開買付価格に対して、当社の少数株主の利益に配慮する必要があることから、提案内容の再検討を要請しました。当社は住友電気工業から、同月 24 日に本公開買付価格を 1,640 円（前営業日時点の株価 1,180 円に対して 38.98%のプレミアム）としたい旨の提案を受けましたが、同月 25 日、当社は、当社の少数株主の利益の観点から踏まえ、本公開買付価格を 1,820 円（前営業日時点の株価 1,185 円に対して 53.59%のプレミアム）とする要請をしました。これを踏まえ、当社は住友電気工業から、同月 30 日に本公開買付価格を 1,685 円（前営業日時点の株価 1,192 円に対して 41.36%のプレミアム）としたい旨の提案を受けましたが、同日、当社は、少数株主の利益への更なる配慮の観点から提案内容の再検討を要請しました。その後、当社は住友電気工業から、同月 31 日に本公開買付価格を 1,695 円（前営業日時点の株価 1,211 円に対して 39.97%のプレミアム）としたい旨の提案を受けました。そして、同日、当社は住友電気工業に対し、住友電気工業の提案を応諾する旨の回答を送付し、本公開買付価格を 1,695 円とすることで合意に至りました。

以上の経緯のもとで、当社は、2023 年 2 月 2 日開催の当社取締役会において、シティニューワ法律事務所から受けた法的助言、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言並びに 2023 年 2 月 1 日付で提出を受けた当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本取引に関する諸条件について、当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行いました。

その結果、以下のとおり、当社としても、住友電気工業の完全子会社となることにより、営業情報及びノウハウ、顧客基盤、人材等の経営資源の相互活用をより高いレベルで実現することを通じて、以下のようなシナジーの創出を見込むことができ、当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

- (a) 当社は住友電気工業の連結子会社ではあるものの、住友電気工業と当社が独立した上場会社であるため、営業情報の共有には一定の制約が存在するが、住友電気工業による当

社の完全子会社化により、かかる制約なく営業情報を早期に共有することで、両社の営業情報及びノウハウを初期段階から相互に利用でき、顧客に対する提案スピードを加速させることができること。たとえば、住友電気工業は、研究開発・技術力に強みがあり、幅広いテーマを扱っているところ、今後当社がこうした新規開発品の販売活動に関与でき、情報の深度を高めることは、当社のビジネスチャンスを増加させ、当社の営業スタイルである「開発提案型営業」の強化に繋がること。

- (b) 住友電気工業と当社が独立した上場会社であるため、顧客基盤の相互活用にも一定の制約が存在するが、住友電気工業による当社の完全子会社化により、かかる制約なく相互活用が可能になることを通じて、当社のビジネスチャンスを増加させ、これらによってグループ全体の付加価値の取込みや売上収益の拡大に繋がること。具体的には、当社が、住友電気工業グループが開発してきた技術シーズの事業化による小ロット品・特定製品の販売窓口機能を担うことで、当社の顧客に対する提案の幅が高まり、当社のビジネスの領域が広がること。
- (c) 住友電気工業による当社の完全子会社化を通じて、住友電気工業の人的リソースを活用できる範囲が拡大し、当社による人材の確保が図られ、もって営業力が強化できること。具体的には、住友電気工業は特に自動車分野について非常に強い事業基盤を有しており、当該分野に精通した人材も豊富である一方、当社は、近年売り上げを伸ばしている車載関係等の取り組みにおいて、スピーディーに対応できる十分な人材確保が難しく、人材不足に起因した機会損失が生じているケースもあり、かかる機会損失を解消することが経営上の課題となっているところ、住友電気工業から人的リソースの提供を含めた協力を受けることにより人材不足に起因する機会損失の解消が期待できること。
- (d) 上記 (a) のとおり営業情報の相互活用に制約がなくなることにより、当社による住友電気工業の営業の案件管理システムの活用や、両社共同でのWEBプロモーション、営業拠点の共有、営業人員の相互出向やローテーションといった交流も可能となること。
- (e) 経営資源の相互活用がより高いレベルで実現可能となる結果、住友電気工業と当社の情報システム、購買、物流、経理、人事といったコーポレート機能でのリソースの共有化、国内外の拠点の共同活用や統合などをより深く推し進めることにより、より迅速かつ柔軟に当社の事業運営の効率化が図れること。
- (f) コーポレートガバナンス・コードの厳格化及び東京証券取引所の市場再編等により上場を維持するために必要な体制及び業務負担が年々拡大・増大しているところ、住友電気工業が当社株式を非公開化することで、各種上場維持コストを削減することができ、同時に上場維持のために投下していた経営資源を事業に用いることが可能になること。
- (g) 一般に、株式の非公開化に伴うデメリットとしては、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなることや、知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを以後享受できなくなることが挙げられるものの、エクイティ・ファイナンスによる資金調達については、自己資金及び金融機関からの借入れによって資金を確保することが可能であってその必要性は高くなく、また、知名度や社会的信用の向上についても、真摯な事業遂行により実現することが可能なものであることからすれば、当社における株式の非公開化に伴うデメリットは限定的と考えられること。

当社は、2019 年 1 月初旬に、住友電気工業が当社株式を追加取得して当社を連結子会社化し、両社の関係を強化するという提案を受けた際、2019 年 1 月上旬より、住友電気工業の提案を検討し、2019 年 2 月上旬に、当社と住友電気工業の資本関係を一層強化し、当社が住友電気工業の連結子会社となることで、当社と住友電気工業の相互の事業基盤をより一層効率的に活用する運営体制が構築され、当社の海外展開を中心とした営業体制の構築、海外拠点のコーポレー

ト部門の、海外拠点におけるビジネスインフラの共同利用、商品ラインナップの拡充などに関して、当社の認識する課題の解決に資すると判断し、住友電気工業の提案の方向性に賛同するに至りました。住友電気工業が2019年8月に当社株式への公開買付けを行い、2019年9月27日付で当社が住友電気工業の連結子会社となって以降、当社による住友電気工業の海外拠点におけるビジネスインフラの共同利用、両社におけるコーポレート部門での交流・情報交換の活性化、当社による住友電気工業への製品販売の増加、当社が持つ要素技術・市場ニーズに対する知見やサプライヤーネットワークに住友電気工業が持つ技術・開発力を加えて得られた顧客に対する提案力などが強化・推進され、当社においては、住友電気工業の連結子会社となることによって生じることを見込んでいたシナジーを一定程度は享受できたものの、他方で、支配株主である住友電気工業と当社の少数株主との間の潜在的な利益相反の回避に留意する必要性があることから、個々の取り組みの実行への制約が生じていました。しかしながら、本取引後においては、住友電気工業の完全子会社となり、当社において、住友電気工業と当社の少数株主との間の潜在的な利益相反に留意しなければならない立場にならなくなることで、個々の取り組みの実行の制約が緩和され、上記(a)から(e)のとおり、更なるシナジーが創出されることが見込まれ、住友電気工業グループも含め当社の中長期的な企業価値向上に資することができると考えております。

また、当社は、以下の点から、本公開買付価格である1株当たり1,695円は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- (a) 当該価格が、当社において、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の関与の下、住友電気工業との間で十分な交渉を重ねた結果、合意された価格であること。
- (b) 当該価格が、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書におけるみずほ証券による当社株式の価値算定結果のうち、市場株価基準法に基づく算定結果(1,147円～1,215円)のレンジの上限値を上回るとともに、類似企業比較法による算定結果(1,519円～2,525円)の範囲内の金額であって、かつ、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)分析による算定結果(827円～2,329円)のレンジの中央値(1,578円)を上回っていること。
- (c) 当該価格が、当社株式の2023年2月1日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,215円に対し39.51%、2023年1月4日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,185円に対して43.04%、2022年11月2日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,162円に対して45.87%、2022年8月2日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,147円に対して47.78%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であって、経済産業省の「公正なM&Aの在り方に関する指針」(以下「公正なM&Aの在り方に関する指針」といいます。)が公表された2019年6月28日以降、2022年12月20日までに公表された親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例(いわゆるディスカウントの事例、公開買付不成立の事例及びスクイーズアウト手続が株式対価である事例は除く。)におけるプレミアムの実例46件(プレミアム水準の平均値は、公表日前日が41.75%、直近1ヶ月間が43.80%、直近3ヶ月間が42.91%、直近6ヶ月間が40.28%であり、プレミアム水準の中央値は、公表日前日が43.45%、直近1ヶ月間が43.64%、直近3ヶ月間が40.23%、直近6ヶ月間が40.82%。)と比較して、直前の株価の変動の影響を受けやすい

公表日前日及び直近1ヶ月間については平均値及び中央値を若干下回っているものの、より長期的な株価の動向を反映した直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の平均値及び中央値を優に上回っていることから、類似案件と比較して遜色のない水準のプレミアムが付されていると評価できること。なお、本公開買付価格は、当社の2022年12月31日現在の連結簿価純資産から算出した1株当たり連結簿価純資産額(2,989円(小数点以下を四捨五入しております。))を下回っているものの、純資産額は会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の企業価値算定において重視することは合理的でないと考えております。また、当社において、当社が清算を実施した場合に当社の株主の皆様に対して分配することができる金額について具体的に計算をしているわけではないものの、当社が保有する資産のうち、即時及び一括の売却が困難と考えられる資産として、現状有姿での引渡しが見込めない土地建物や特定顧客向けに製造された商品(当社の貸借対照表(2022年9月末)上、資産全体(78,477百万円)に占める営業所、工場及びそれらが立地する土地、並びに商品に該当する会計項目(「建物及び構築物(純額)」(4,140百万円)と「土地」(4,277百万円)並びに「商品及び製品」(16,410百万円))の割合は31.63%)が相当程度存在すること、また多数の子会社を含めた当社グループの清算を行う場合、企業の清算に伴い、事務所閉鎖に係る費用、従業員に対する割増退職金及び弁護士費用等の相当程度の追加コストが発生することが見込まれること(特に当社グループにおいては子会社20社のうち17社が海外に所在する法人であるところ、手法の如何にかかわらず、事業の清算に係る手続を遂行する上で相当程度の費用が発生することも否定できず、また、当社としては清算を予定しているわけではないため、これらを勘案した見積書の取得までは行っておりません。)等に鑑みると、仮に当社が清算する場合、連結簿価純資産額が同額で換価されるわけではなく、現実的には連結簿価純資産額から相当程度に毀損された金額となることが想定されることから(なお、当社においては、上記のとおり清算を前提とする見積書の取得までは行っておらず、本公開買付価格が、具体的な検討を経て概算された想定清算コスト等を勘案して算出される想定清算価値を上回っていることの確認までは行っておりません。)、1株当たり連結簿価純資産額が当社株式の公正価値の最低価格となるという考え方は採用し難いと考えております。

- (d) 当該価格は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の入手」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されていること。

こうした判断のもと、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2023年2月2日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しております。

当社取締役会における決議の方法については、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑥当社における利害関係を有しない取締役の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。その後、当社は、2023年3月23日、住友電気工業より、本公開買付けの結果について、当社株式8,446,250株の応募があり、その全てを取得することになった旨の報告を受けました。この結果、2023年3月29日(本公開買付けの決済の開始日)付で、住友電気工業の議決権所有割合は96.20%となり、住友電気工業は、当社の特別支配株主に該当することになりました。

このような経緯を経て、当社は、住友電気工業より、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の

通知を受けました。

そして、当社は、係る通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、本日、会社法第 370 条による決議（取締役会の決議に代わる書面決議）によって、（i）本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、当社が住友電気工業の完全子会社になることが当社の企業価値向上に資するものであると判断しており、当該判断を変更すべき事情は特段生じていないこと、（ii）本売渡対価は、本公開買付価格と同一であり、本公開買付価格の決定に際しては、本答申書を取得する等、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主にとって合理的な価格であり、本売渡株主の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、（iii）住友電気工業は、本売渡対価の全てを、三井住友銀行との間で 2023 年 3 月 23 日付で締結したローン契約書に基づく借入金により支払うことを予定しているところ、当社としても、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された三井住友銀行作成に係る 2023 年 2 月 1 日付融資証明書により住友電気工業が本売渡対価の支払いのための資金を確保できると合理的に認められること、及び、住友電気工業によれば、本売渡対価の支払いに支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識されていないとのこと等から、住友電気工業による本売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、（iv）本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められず、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、（v）本公開買付けの開始日以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、（vi）本特別委員会が、本株式売渡請求についても検討をした上で、本取引は少数株主に不利益ではない旨の本答申書を提出していること等を踏まえ、本売渡対価を含む本株式売渡請求の条件等は妥当であると判断し、住友電気工業からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

（2）算定に関する事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本売渡対価は本公開買付価格と同一の価格であることから、当社は、本株式売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

（3）上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、本株式売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当することとなり、本日から 2023 年 4 月 26 日まで整理銘柄に指定された後、2023 年 4 月 27 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

（4）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社が住友電気工業の連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が当社における支配株主との重要な取引等に該当し、また、住友電気工業と少数株主の間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保するため、以下の措置を講じております。

なお、住友電気工業は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、2023 年 2 月 2 日現在、当社株式 9,494,226 株（所有割合：50.91%）を所有しているため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募

することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、住友電気工業及び当社において以下の措置を講じていることから、住友電気工業としては、当社の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

また、以下の記載のうち、住友電気工業において実施した措置については、住友電気工業から受けた説明に基づくものです。

① 住友電気工業における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

住友電気工業は、本公開買付け価格を決定するにあたり、住友電気工業の財務アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。住友電気工業が野村證券から取得した住友電気工業株式価値算定書の詳細については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「② 公開買付者における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の入手

(i) 設置等の経緯

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(c) 当社における意思決定の経緯及び理由」に記載のとおり、当社は、2022年11月25日に開催された取締役会における決議により特別委員会を設置いたしました。当社は、当該決議に先立ち、本特別委員会の委員の候補者が、住友電気工業からの独立性を有すること、及び本取引の成否に関して一般株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、当社の独立社外取締役及び独立社外監査役と協議し、シティユーワ法律事務所及びみずほ証券の助言を得て、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、津田多聞氏(当社独立社外取締役・公認会計士)、清水扶美氏(当社独立社外取締役・弁護士)、吉井英雄氏(当社独立社外監査役・公認会計士)及び鷹箸有宏氏(社外有識者・株式会社J-TAP アドバイザリー取締役)の4名を本特別委員会の委員の候補として選定いたしました。なお、鷹箸有宏氏については、みずほ証券及びシティユーワ法律事務所から紹介を受けた候補者の中に含まれており、当社は、同氏を含む候補者の方々と面談を実施した上で、同氏を本特別委員会の委員として選定をしております。これらの本特別委員会の委員は、本特別委員会の設置の当初から変更しておりません。

その上で、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(c) 当社における意思決定の経緯及び理由」に記載のとおり、2022年11月25日開催の取締役会における決議により本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、(i)本取引の目的の正当性・合理性(本取引による当社の企業価値の向上を含む。)、(ii)本取引の条件(本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。))の公正性、(iii)本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性、(iv)本取引(本公開買付けに対して賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他当社による本取引の手続に係る決定を含む。))が当社の少数株主にとって不利益なものではないか、(v)上記(i)から(iv)を踏まえ、本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること、及び当社の株主に対して本公開買付けへの

応募を推奨することの是非を諮問（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）いたしました。また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、(i)本公開買付けに対する意見表明の内容を審議する当社取締役会においては、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、特に、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は、本公開買付けに賛同しないこととすること、並びに(ii)本特別委員会に対して、(a)特別委員会が自ら住友電気工業と交渉を行うこともできるほか、住友電気工業との交渉を当社の社内者やアドバイザーが行う場合でも、特別委員会は、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができる権限、(b)必要に応じて自らの外部アドバイザー（財務アドバイザー、第三者算定機関、法務アドバイザー等を指します。）を選任し（この場合の費用は当社が負担します。）、又は、当社が選任する外部アドバイザーについて、指名又は承認（事後承認を含みます。）する権限（なお、本特別委員会として、当社が選任する外部アドバイザーを信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、当該外部アドバイザーを活用することができます。）、(c)答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を当社の役員及び従業員並びに外部アドバイザーに対して求めることができる権限を付与することを決議しております。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役6名のうち、森谷守氏及び中島克彦氏は住友電気工業の役職員であったことに鑑み、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを排除し、本取引の公正性を担保する観点から、その審議及び決議に参加しておらず、これらの取締役を除く4名の取締役において審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。また、上記取締役会においては、当社の監査役5名のうち、柳田伸也氏は住友電気工業の役職員であったことから、高坂敬三氏は住友電気工業が法律顧問を委任する弁護士事務所の代表であることから、それぞれ意見を述べることを差し控えており、上記2名を除く3名の監査役が出席し、いずれも上記決議を行うことについて異議のない旨の意見を述べております。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は2022年11月29日から2023年2月1日まで合計9回、約11時間にわたって開催されたほか、各会日間においても報告・情報共有、審議及び意思決定を行い、本諮問事項に係る協議及び検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、2022年11月29日に開催された第1回特別委員会において、当社の法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所並びに当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認し、本特別委員会も必要に応じてその専門的助言を受けることができることを確認した上、本特別委員会独自の外部アドバイザーの選任は行わないことを決定するとともに、下記「⑤ 当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、当社が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認をしております。その上で、本特別委員会は、シティユーワ法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。

更に、本特別委員会は、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言を踏まえつつ、当社事業計画について、当社からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認し、承認しております。

本特別委員会は、当社から、本取引の目的や意義、当社事業に対する影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施し、また、住友電気工業に対して質問事項を提示し、住友電気工業から、本取引の目的及び背景、本取引後の経営方針等についてインタビュー形式及び書面により質疑応答を実施しております。

加えて、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、みずほ証券は、当社事業計画を前提として当社株式の株式価値の算定を実施しておりますが、本特別委員会は、みずほ証券から、株式価値の算定結果とともに、当社の株式価値の算定方法、当該算定方法を選択した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。

また、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(c) 当社における意思決定の経緯及び理由」の「イ 検討・交渉の経緯」に記載のとおり、当社が、2023 年1月5日に住友電気工業から本公開買付価格を1株当たり1,525円とする提案を受領して以降、本特別委員会は、みずほ証券による当社株式の株式価値の算定結果や住友電気工業との交渉方針等を含めた財務的な助言及びシティューワ法律事務所からの本取引における手続の公正性を確保するための対応についてのガイダンスその他の法的助言等を踏まえ、住友電気工業との間で、当社の財務アドバイザーを通じて、継続的に協議・交渉を行ってまいりました。具体的には、本特別委員会は、当社より、2023 年1月5日に住友電気工業から本公開買付価格を1株当たり1,525円とすることを含む最初の提案を受領した旨の報告を受けて以降、同年1月17日に本公開買付価格を1株当たり1,585円とする旨の提案を受領した旨、同年1月24日に本公開買付価格を1株当たり1,640円とする旨の提案を受領した旨、同年1月30日に本公開買付価格を1株当たり1,685円とする旨の提案を受領した旨それぞれ報告を受け、みずほ証券から対応方針及び住友電気工業との交渉方針等についての意見を聴取した上で、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言及びシティューワ法律事務所から受けた法的見地からの助言を踏まえて検討を行いました。その上で、本特別委員会は当社に対し、これらのいずれに際しても、住友電気工業に対し本公開買付価格の再検討を要請することに異議がない旨の意見を述べるとともに、当社としての本取引の意義・目的を達するために住友電気工業との間で協議すべき事項について意見を述べる等、当社と住友電気工業との間の本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程の全般において関与いたしました。その結果、当社は、同年1月31日、住友電気工業から、本公開買付価格を1株当たり1,695円とすることを含む提案を受け、同日付で本公開買付価格を1株当たり1,695円とすることを含む合意に至っております。

更に、本特別委員会は、複数回にわたって、当社が公表又は提出予定の本プレスリリース及び意見表明報告書の各ドラフト、並びに住友電気工業が提出予定の本公開買付けに係る公開買付届出書のドラフトの内容について説明を受け、各当事者が、それぞれの法務アドバイザーの助言を得て適切な開示を行う予定であることを確認しております。

以上の経緯で、本特別委員会は、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、委員全員一致の決議により、2023 年2月1日に、当社取締役会に対し、大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。

(iii) 判断内容

(a) 答申内容

- (i) 本取引は当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられる。
- (ii) 本公開買付価格を含む本取引の条件には公正性が確保されていると考えられる。

- (iii) 本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると考えられる。
- (iv) 本取引（本公開買付けに対して賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他当社による本取引の手続に係る決定を含む。）は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。
- (v) 上記（i）から（iv）を踏まえると、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明すること、及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは、いずれも相当であると考えられる。

(b) 答申理由

- (i) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引による当社の企業価値の向上を含む。）

以下の点を総合的に考慮すると、本取引は当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられる。

- ・ 当社によれば、当社は、2021年に、これまでの「中長期経営ビジョン（Vision2020）」について、中長期の事業運営指針についての位置付けの見直しと併せ、従前と比較して、SDGsやESG（環境・社会・ガバナンス）に象徴される地球温暖化対応や資源・エネルギーの節約が企業活動においても強く求められるようになってきたという事業環境の変化や、従前の中国中心のものづくりから、新型コロナウイルスの影響や新興国における人件費の高騰を受けてサプライチェーンの多様性が求められるようになってきたという市場構造の変化を踏まえて、新たに「中期経営ビジョン（Vision2025）」を策定したとのことである。「中期経営ビジョン（Vision2025）」において、当社のこれまでの開発提案型の営業活動の中で培ってきた知見と、エンジニアリング・カンパニーとしての創意工夫と提案力を活かし、多様化するニーズを的確にとらえ、高い付加価値とサービスを提供し、顧客から信頼されるパートナーとして事業の拡大を図るとともに、国内外の需要動向の見極め、グローバルな成長の加速、及び競争力の拡充を推進し、事業機会と市場領域の拡大のためのアライアンスや提携・協業についても積極的な取り組みを進めていくことを基本戦略として掲げているとのことである。その上で、国際的な潮流として、脱炭素化を契機とする再生可能エネルギー関連領域、自動車産業におけるCASE領域、これらの生産を支える生産現場におけるAIを活用した高度な産業用ロボットを含むファクトリー・オートメーション領域を、中期的に持続的な成長が期待できる分野として捉え、これまでに培った知見と知識を活かし、「二次電池・燃料電池」「電動化」「予防安全・自動運転」「ロボット」関連製品を中核的な伸長領域と位置付け、当社グループをあげて取り組んでいきたいと考えているとのことである。当社グループがこのような事業環境の変化に柔軟に対応しつつ、持続的に企業価値を向上させていくためには、当社グループにおける営業機会の確保並びに経理、財務、人事、法務及び情報システム等を含むコーポレート部門全般の効率性の向上が必要であるとのことである。以上の事業環境及び経営課題に係る説明内容については、当社及び住友電気工業からのインタビューの内容や、その他の一般的な公開情報を踏まえると、特段不合理な点はないと認められる。
- ・ 当社によれば、本取引によって当社が住友電気工業の完全子会社となることで、①住友電気工業グループ内の連携強化による事業拡大の推進（営業情報、顧客基盤、経営資源等の相互活用、当社による住友電気工業の人的リソースの活用等により当社の事業全般における国内及び海外を含めた既存事業の効率化、長期的な視点での販路の拡大の検討等が促進されること）、②住友電気工業グループが一体となった迅速かつ柔軟性の高い意思決定の実現（住友電気工業と当社の利益を完全に一致させることができる結果、当社を含む住友電気工業グループにおいて、少数株主の利益への配慮から生じる制約のない迅速かつ柔軟な意思決定が可能になること）、③上場維持コストの負担軽減といったシナジーが期待できるとのことであり、その説明内容に特段不合理な点は認められないため、当社がこのまま上場会社として独立して事業を展開していく場合と比較すると、本取引

の実施が当社グループの企業価値の向上に資するとの判断には一定の合理性があると思料する。

- ・ 本取引により当社株式が上場廃止となることに伴い想定され得るデメリットについて、当社及び住友電気工業に対するインタビュー等を通じて検討した結果、取引先に対する影響、今後の資金調達への影響、コンプライアンス体制の弱体化、今後の人材採用、既存従業員への影響など、いずれにおいてもその影響は限定的と考えられ、本取引によって期待されるメリットを上回るデメリットが生じる具体的な可能性は、特段認められない。

(ii) 本取引の条件（本公開買付価格を含む。）の公正性

以下の点を総合的に考慮すると、本公開買付価格を含む本取引の条件には公正性が確保されていると考えられる。

- ・ 本公開買付価格は、みずほ証券による算定結果のうち、市場株価基準法の算定レンジの上限を上回り、かつ、DCF 法の算定レンジの範囲内で中央値を超える値であり、かつ、類似企業比較法に基づく算定結果のレンジの範囲内の価格である。この点、みずほ証券から受けた当該算定結果に係る説明を踏まえると、算定手法の選択や各算定手法による具体的な算定過程に特段不合理な点は見当たらない。このうち、DCF 法の算定の基礎とされた当社の事業計画については、「中期経営ビジョン（Vision2025）」における数値目標からの変更が含まれている。当社によれば、当社事業全般における為替相場の急激な円安傾向の影響により、足元における事業環境を踏まえて検討した結果、2022 年 11 月下旬に事業計画の大枠を決定した上で、2022 年 12 月中旬までにかけて計画数値の詳細を検討及び検証し、当該事業計画の策定に至ったとのことである。この点、当社へのインタビュー等を通じて検討した結果、当該事業計画の策定過程において住友電気工業側からの不当な関与は認められず、その他当社の独立性に疑念を生じさせる事情は特段見当たらないこと、①当該事業計画は「中期経営ビジョン（Vision2025）」における目標値よりも上振れる計画値となっており、当該事業計画の策定過程や主要な前提条件に係る当社の説明内容に照らすと、当社において、本取引の存在を前提に恣意的に計画値を設定したという事情は見受けられないこと、②足元の事業環境に関する当社の説明内容には特段不合理な点は認められないこと、③具体的な計画値としても、売上高と営業利益の双方について計画期間を通じてリスクのみならず改善が見込まれていること等を総合的に考慮すると、当該事業計画の内容について、当社の少数株主の利益の観点から不合理な点は認められない。以上のとおり、みずほ証券による当社株式の株式価値の算定結果には一定の合理性があると考えられるところ、本公開買付価格は、当該算定結果に照らして合理的な水準にあると考えられる。
- ・ M&A 指針が公表された 2019 年 6 月 28 日以降、2022 年 12 月 20 日までに公表された親会社による上場子会社の非公開化に向けた公開買付けの事例（いわゆるディスカウントの事例、公開買付不成立の事例及びスクイーズ・アウト手続が株式対価である事例は除く。）46 件の状況（プレミアム水準の平均値が公表日前日の株価に対して 41.75%、直近 1 ヶ月間の平均株価に対して 43.80%、直近 3 ヶ月間の平均株価に対して 42.91%、直近 6 ヶ月間の平均株価に対して 40.28%であり、プレミアム水準の中央値は、公表日前日の株価に対して 43.45%、直近 1 ヶ月間の平均株価に対して 43.64%、直近 3 ヶ月間の平均株価に対して 40.23%、直近 6 ヶ月間の平均株価に対して 40.82%）に鑑みると、他社事例との比較においても遜色のない水準にあると評価できる。さらに、当社株式の長期の株価傾向に照らすと、当社の少数株主において、当社株式を本公開買付価格と近い水準又はそれ以上で売却できる機会が生じることが期待できるとは必ずしもいえず、かかる点を踏まえると、当社が、住友電気工業との間で、当社株式 1 株につき 1,695 円という本公開買付価格で合意することには、一定の合理性があると考えられる。
- ・ 本公開買付価格は、当社の 2022 年 3 月末時点の簿価純資産額を基礎として算出した 1 株

当たり純資産額を下回っているが、簿価純資産額は、当社が継続的に存続することを前提として当社が保有する資産等について会計原則に基づいて評価したものに過ぎないことから当社の保有する資産の交換価値とは必ずしも関連性があるとはいえない。仮に当社が事業の清算を行う場合、当社の保有する流動性の低い資産を中心とする資産売却等に困難が生じ得ること及び様々な費用（事業所閉鎖に係る費用、従業員に対する割増退職金、海外子会社の含めた事業清算のための弁護士等の専門家費用等）が発生することから、簿価純資産額そのままで換価されるわけではなく、相当程度に毀損することが現実的なものとして想定され、当社において1株当たり連結簿価純資産額が当社株式の公正価値の最低価格となるという考え方は採用し難いと整理することには合理性がある。したがって、上記各点との関係で、本公開買付価格が当社の1株当たり純資産額を下回っていることのみをもって、その合理性を否定することは適切ではないと料する。

- ・ 本公開買付けにおいては、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限の設定は予定されていないが、経済産業省が2019年6月28日付で公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針」においても、既に関取者の保有する買収対象会社の株式の割合が高い場合においては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することにより、企業価値の向上に資するM&Aの成立を阻害してしまうおそれ等があるとの懸念もあり、常にかかる条件を設定することが望ましいとまでいうことは困難であるとされている。本特別委員会としては、住友電気工業における当社株式の所有割合を踏まえると、上記の懸念が相当程度当てはまると考えられること、仮に同条件を設定するとかえって本公開買付けに応募した少数株主の利益を害する可能性があること、さらに、他の公正性担保措置の実施状況に照らせば、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性は確保されていると評価できること等を総合的に考慮すると、本公開買付けにおいて、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていなくとも、本取引の条件の公正性が否定されるものではないと料する。
- ・ 本スクイーズアウト手続としては、株式売渡請求又は株式併合が予定されているところ、いずれの場合でも、法令上、本公開買付けに応募しなかった株主に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されている。また、住友電気工業によれば、本スクイーズアウト手続は、本公開買付けの決済の完了後速やかに進めていく予定とのことであり、さらに、①株式売渡請求の場合は、住友電気工業が、1株当たりの対価として、各株主に対し本公開買付価格と同額の金銭を交付すること、②株式併合の場合は、併合の結果生じた端数の合計数に相当する当社株式の売却価格について、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった当社の株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことが予定されている。以上のとおり、本取引においては、いわゆる強圧性の問題に対応すべく、本公開買付けに応募しなかった少数株主の利益に配慮がなされているといえ、本スクイーズアウト手続に係る条件には、一定の合理性があると考えられる。
- ・ 下記（iii）のとおり、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると考えられるところ、本公開買付価格を含む本取引の条件は、かかる公正な手続を経た上で決定されたものであることが認められる。

（iii）本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性

以下の点を総合的に考慮すると、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると考えられる。

- ・ 当社は、本取引の検討に当たり、当社の意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、公正性担保措置の一環として本特別委員会を設置している。本特別委員会は、本公開買付価格の具体的な交渉に入るより以前に設置されており、各委

員の独立性を疑うべき事由は認められない。また、当社取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本特別委員会に対し、①本特別委員会が自ら住友電気工業と交渉を行うことができる権限のほか、住友電気工業との交渉を当社の社内者やアドバイザー等が行う場合でも、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができる権限、②必要に応じて本特別委員会独自の外部アドバイザー等を選任する権限（この場合の費用は当社が負担するものとされている。）のほか、当社が選任する外部アドバイザー等について指名又は承認（事後承認を含む。）する権限、③答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を当社の役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限をそれぞれ付与している。これを受けて、本特別委員会は、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関、並びにリーガル・アドバイザーにつき、いずれも独立性に問題がないことを確認の上、それぞれを当社のアドバイザー等として承認した。さらに、当社取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本公開買付けに対する意見表明の内容を審議する取締役会においては、本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、本公開買付けに賛同しないこととする旨を決議しており、特別委員会の判断内容の実効性の確保に配慮がなされている。以上のとおり、特別委員会としての実効性を高めるための実務上の措置が採られた上で、本特別委員会は、企業価値の向上及び少数株主の利益を図る立場から、本取引の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行った。

- ・ 当社は、本取引に係る意思決定の公正性を担保するために、独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券から本株式価値算定書を取得しているほか、独立したリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から本取引に関する当社取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けている。なお、当社は、みずほ証券から、いわゆるフェアネス・オピニオンまでは取得していないが、我が国においては、フェアネス・オピニオンの公正性担保措置としての有効性は事案により一様ではないと解されている中、本取引の検討過程に照らした結果、本取引の是非を検討するために、フェアネス・オピニオンの取得が必須であると考えべき事情までは認められず、これを取得しなくとも、本取引に係る交渉過程及び意思決定過程に至る手続の公正性が否定されるものではないと思料する。
- ・ 本特別委員会は、住友電気工業との本公開買付価格に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、交渉の方針等について協議を行い、当社に4回にわたり本公開買付価格の増額を要請すべき旨を意見する等して、その交渉過程に実質的に関与しており、かかる交渉過程に関して、当社の少数株主の利益に配慮すべき観点から特段不合理な点は見当たらない。
- ・ 当社の取締役6名のうち2名、監査役5名のうち1名が住友電気工業の出身者であり、また、監査役の1名は住友電気工業が法律顧問を委任する弁護士事務所の代表であるところ、リーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所からの助言も踏まえ、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを排除し、本取引の公正性を担保する観点から、本公開買付けへの意見表明に係る議案については、上記2名の取締役は審議及び決議に参加しないこと、また上記2名の監査役は意見を述べることを差し控えることがそれぞれ予定されている。また、上記役員4名は、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、当社の立場において住友電気工業との協議及び交渉には一切関与していないとのことである。その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、住友電気工業からの独立性に疑義がある者が当社の意思決定に不当な影響を与えたこと

を推認させる事実は認められない。

- ・ 住友電気工業は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間の20営業日より長期の32営業日に設定することにより、当社の株主が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行うための機会を確保しているとのことである。また、住友電気工業及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っていないとのことであり、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことである。
- ・ 本取引に係るプレスリリースにおいては、本特別委員会に関する情報、当社株式の株式価値の算定結果の内容に関する情報、その他本取引を実施するに至った背景、目的等に関する情報、当社と住友電気工業との間で行われた取引条件等に関する協議・交渉の具体的な経緯に関する情報等について、それぞれ一定の開示が予定されており、当社の株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

(iv) 本取引（本公開買付けに対して賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他当社による本取引の手續に係る決定を含む。）が当社の少数株主にとって不利益なものではないか

以上のとおり、(i) 本取引は当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられ、(ii) 本公開買付価格を含む本取引の条件には公正性が確保されていると考えられ、(iii) 本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手續には公正性が確保されていると考えられる。そして、上記の検討事項以外の点において、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考えるべき特段の事情は認められないため、(iv) 本取引（本公開買付けに対して賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他当社による本取引の手續に係る決定を含む。）は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

(v) 上記(i)から(iv)を踏まえ、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明すること、及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

上記(i)から(iv)を踏まえると、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明すること、及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは、いずれも相当であると考えられる。

③ 当社における独立した法務アドバイザーからの助言

当社は、上記「② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の入手」に記載のとおり、当社及び住友電気工業から独立した法務アドバイザーとしてシティューワ法律事務所を選任し、本取引において手續の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手續並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、シティューワ法律事務所は、当社及び住友電気工業の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係るシティューワ法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。また、本特別委員会は、2022年11月29日開催の第1回特別委員会において、シティューワ法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社の法務アドバイザーとして選任することを承認しております。

④ 当社における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、上記「② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の入手」に記載のとおり、当社及び住友電気工業から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を選任し、当社株式の価値算定、住友電気工業との交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言及び補助を受けるとともに、2023年2月1日付で本株式価値算定書を取得しております。

なお、みずほ証券は、当社及び住友電気工業の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

⑤ 当社における独立した検討体制の構築

上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、当社は、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、住友電気工業から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。

具体的には、2022年11月2日に、住友電気工業から本取引の協議を開始したい旨の通知を受けた時以降、本取引に係る検討、交渉及び判断の過程に、住友電気工業及び住友電気工業グループの役職員であった者を関与させないこととした上で、住友電気工業から独立した取締役1名、並びに当社の執行役員1名及び従業員5名の総勢7名からなる検討体制を構築し、本特別委員会とともに、当社と住友電気工業との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び当社株式の価値評価の基礎となる当社事業計画の作成過程に専属的に関与しており、2023年2月2日に至るまでかかる取扱いを継続しております。

以上の取扱いを含めて、当社の社内に構築した本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）はシティユーワ法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

⑥ 当社における利害関係を有しない取締役の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、当社は、シティユーワ法律事務所から受けた法的助言、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言並びに本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討いたしました。

その結果、当社は、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、住友電気工業の完全子会社となることにより、各種シナジーの創出を見込むことができることから、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格である1株当たり1,695円は当社の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであることから、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2023年2月2日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。なお、上記取締役会には当社の監査役3名が出席し、いずれも上記決議を行うことについて異議のない旨の意見を述べております。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役6名のうち、森谷守氏及び中島克彦氏は住友電気工業の役職員であったことに鑑み、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを排除し、本取引の公正性を担保する観点から、その審議及び決議に参加しておらず、これらの取締役を除く4名の取締役において審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。また、当該審議及び決議に参加していないこれらの取締役は、当社と住友電気工業との間における本取引の交渉にも、当社の立場として関与しておりません。加えて、当社の監査

役5名のうち、住友電気工業の役職員であった柳田伸也氏及び住友電気工業が法律顧問を委任する弁護士事務所の代表である高坂敬三氏は、上記決議を行うことについての意見を述べることを差し控えております。

⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社及び住友電気工業は、当社が住友電気工業以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っており、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑧ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

住友電気工業は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、住友電気工業が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全て（住友電気工業が直接所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）の本株式売渡請求をすること又は会社法第180条に基づく当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 本株式売渡請求又は本株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付け価格に当該株主（当社及び住友電気工業を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかにしていることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

また、住友電気工業は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は20営業日であるところ、公開買付け期間を32営業日としているとのことです。公開買付け期間を比較的長期にすることにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しているとのことです。

4. 今後の見通し

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付けが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

住友電気工業は当社の支配株主（親会社）であり、本公開買付けに関する意見表明は、支配株主との取引等に該当します。当社は、2022年9月28日に開示したコーポレートガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、住友電気工業グループとの取引等に関する案件を審議・決議するにあたって、その取引等の必要性和金額の妥当性を十分に確認するとともに、利益相反の観点から問題のおそれはないか等、独立社外取締役の意見も確認している旨、及び個別の取引については監査部でチェックすることとしている旨を記載しております。

当社は、本公開買付けを含む本取引に関して、「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応し、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を講じており、かかる対応は、上記指針に適合しているものと考え

ております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2023 年 2 月 1 日、本特別委員会から、当社取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨を内容とする本答申書を入手しております。詳細は、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の入手」の「(iii) 判断内容」をご参照ください。なお、本答申書が本株式売渡請求の承認を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係を有しない者からの意見を改めて取得しておりません。

以 上